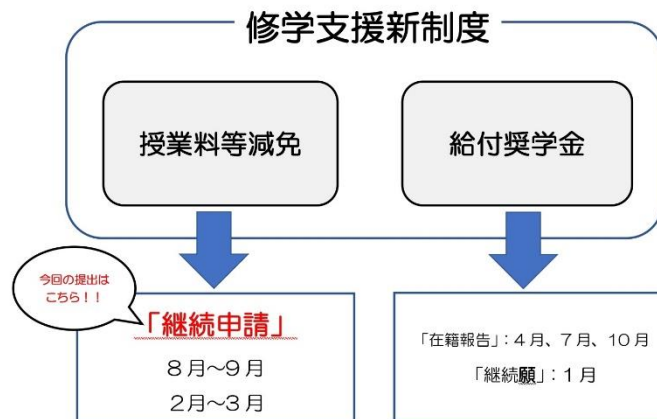


## 2021 年度前期 修学支援新制度による授業料減免の「継続申請」の案内

修学支援新制度による授業料減免制度を申請し、減免対象者として認定された(授業料等が減免された)人で 2021 年度前期も継続して修学支援新制度による授業料減免を希望する人は、「継続申請」の提出が必要です。 この案内を熟読のうえ、必ず期限内に全ての書類を誤りなく提出してください。



**【注意】** 修学支援新制度による「給付奨学金」の「継続願」(1月18日期限)とは別の提出書類です。  
「継続願」を提出していても、今回の「継続申請」を提出しない場合、2021 年度前期の授業料は減免されませんので、必ず提出するようにしてください。

### 1 対象者

以下に当てはまる修学支援新制度による授業料減免対象者

- 2020 年度後期に「継続申請」を提出した学生(「支援が停止」している学生を含む)
- 2020 年度前期に授業料減免対象者になったものの、2020 年度後期に「継続申請」の提出を忘れていた学生

※2021 年4月から新規で申請希望する学生及び「本学独自の授業料減免」を申請する学生は対象外です。  
2021 年4月に大学ウェブサイト等に掲載し、申込を開始する予定です。

※「継続申請」を提出した結果、「支援が停止」した学生も、学業成績判定の結果によっては、「廃止」や「警告」となる場合(以下5を参照)があるので、提出するようにしてください。

### 2 申請方法等

- 申請方法 以下の提出書類を全て揃えたうえで、郵送又は申請場所へ直接提出
- 申請期間 2021 年 2 月 2 日 (火) ～3 月 26 日 (金) (土日祝を除く。)  
※期限は必ず守ってください。期限経過後は原則受理しません。
- 申請場所 本部棟 1 階学生支援室学生支援グループ  
窓口取扱時間 8:30～18:00 (学年末休業期間は 8:30～17:00)

### 3 提出書類

提出書類		注意事項
① 授業料等の対象者の認定の 継続に関する申請書 (A 様式2)	全員	記入漏れのないようにすること。
② 長3サイズの封筒(結果返信用)		長3サイズ (23.5×12cm) を用意して、84 円切手を貼り、 結果送付先の住所・氏名 (本人又は保証人) を記入すること。
③ 申請書別紙 1 (本人及び生計維持者に関する申告)	該当者	<u>給付型奨学金の申込を行っていない(行えない)方のみ</u> 提出 してください。記入漏れのないようにすること。
④ 住民票等添付書類		③の書類を提出する方のみ以下の書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票、2020 年度課税証明書【全員】</li> <li>・生活保護受給証明書 (2020 年 1 月 1 日現在) 【該当者のみ】</li> <li>・児童養護施設等の在籍又は退所証明書【該当者のみ】</li> <li>・在留資格及び在留期間がわかる証明書【該当者のみ】</li> </ul>

※②「長3サイズの封筒」の提出を忘れるケースが多発しています。**必ず84円切手を貼り、送付先住所を書いた長3封筒を提出してください。**

※審査をする上で、上記以外の書類を求めることがあります。

### 4 結果通知時期について

#### 4月下旬～5月中旬頃

納付すべき授業料等がある場合 (2/3 減免、1/3 減免、減免対象者としての効力を停止) には、結果通知と併せて納付書を送付しますので、期限内に納付してください。

(減免金額は、2020 年度後期の結果と変わりません。)

### 5 学業成績要件の判定について

今回の申請は、学業成績要件を判定します。学業成績によっては、以下の判定結果となる場合があります。

「廃止」：2021 年度前期から減免対象者ではなくなる (修学支援新制度への再申請も不可)

「警告」：2021 年度は継続して減免対象とはなるが、2 年連続で「警告」となった場合は「廃止」となる

区分	学業成績の基準
廃止	次のいずれかに該当し、なお災害等やむを得ない事由があると認められないとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・修業年限で卒業又は修了できないことが確定したとき</li> <li>・修得した単位数の合計数が標準修得単位の5割以下</li> <li>・学修意欲が著しく低い状況にあると認められること</li> <li>・「警告」の区分に該当する学業成績を連続して該当した</li> </ul>
警告	次のいずれかに該当し、なお災害等やむを得ない事由があると認められないとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・修得した単位数の合計数が標準修得単位の6割以下</li> <li>・GPA 順位等が下位4分の1の範囲に属する</li> <li>・学修意欲が低い状況にあると認められること</li> </ul>

## 6 【重要】継続申請を提出しなかった場合について

申請期限内に「継続申請」を提出しなかった場合は、授業料等減免対象者としての認定の効力を停止します。つまり、2021 年度前期の授業料は減免されなくなります。期限経過後の提出は原則受理しませんので、希望する場合は必ず申請してください。

なお、「効力の停止」ですので、2021 年度後期の「継続申請」（以下 7 を参照）を 2021 年 8 月～9 月頃に申請すれば、後期については修学支援新制度による授業料減免の審査を行います。

## 7 2021 年度後期 授業料減免の「継続申請」について

2021 年度後期の授業料減免も希望される場合は、改めて「継続申請」を提出する必要があります。忘れずに提出するようにしてください。

**【2021 年度後期 授業料減免のための継続申請提出期間 2021 年 8 月～9 月頃】**

（※詳細な日程については、申請期間が近くなった際に大学ウェブサイト又は掲示等で周知しますので、各自確認してください。）

## 8 個人情報保護について

「授業料等の対象者の認定の継続に関する申請書」及び添付書類の情報は、授業料等減免認定の目的で利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

（問い合わせ先）

広島市立大学 学生支援室 学生支援グループ

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東 3 丁目 4 番 1 号

TEL：082-830-1522

E-mail：gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp